

登記・供託オンライン申請システムの概要

平成21年12月

法務省民事局総務課 登記情報センター室

■本書の構成

第1 開発の範囲

第2 開発の方針及び必要性

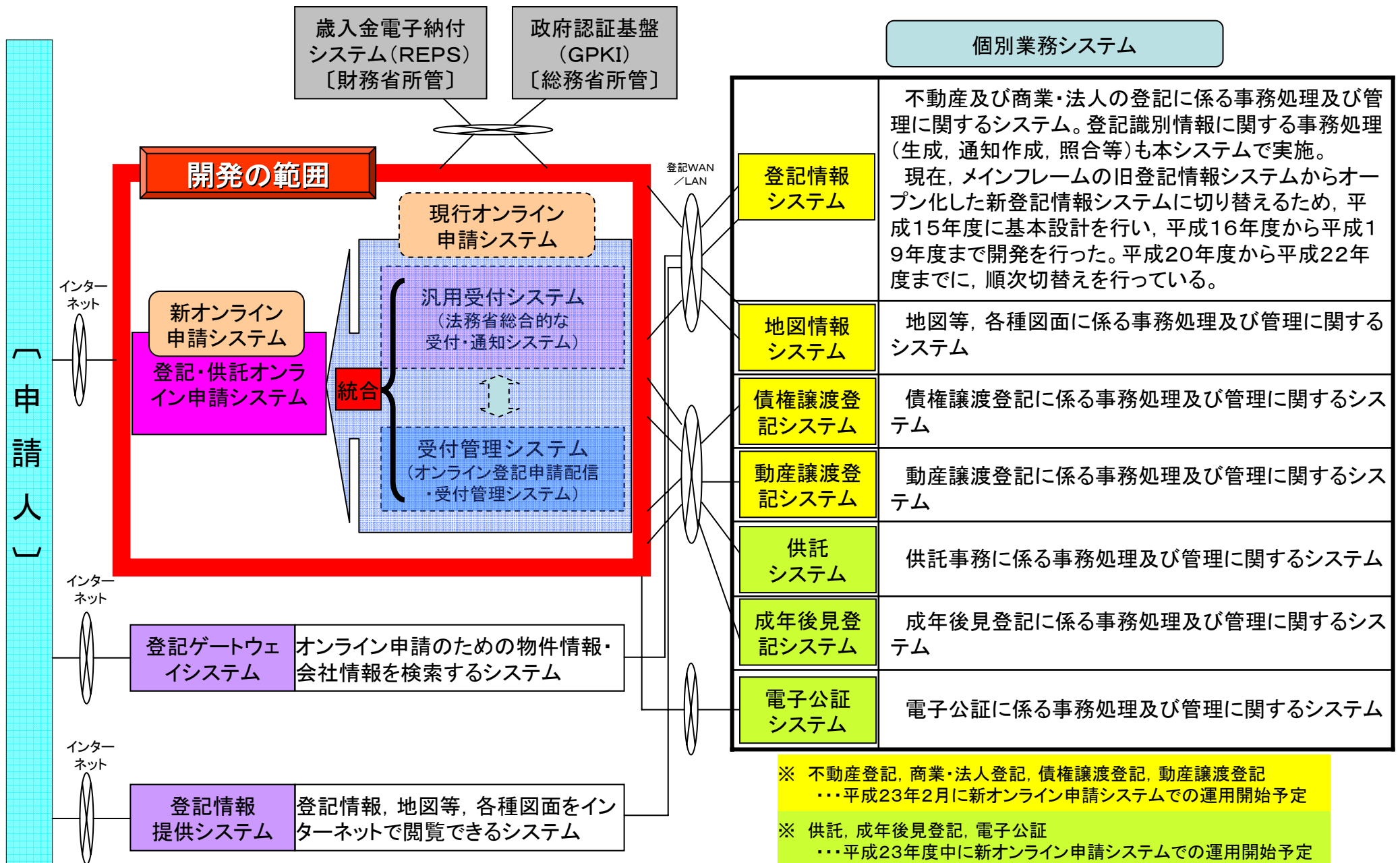
- 1 開発の方針
- 2 開発の必要性

第3 利用者の利便性の向上方策

- 1 利用者の利用形態に応じた申請方式
 - (1)開発元別の申請方式
 - (2)法務省が提供する申請方式
- 2 メール通知の改善
- 3 「申請用総合ソフト」の特徴
 - (1)事前準備(環境設定)
 - (2)データ管理
 - (3)申請書作成
 - (4)手続種別
 - (5)電子署名
 - (6)申請データ送信
 - (7)法務省からの通知
- 4 「かんたん証明書請求」の特徴
 - (1)事前準備(環境設定)
 - (2)請求書作成

第4 システム運用等

第1 開発の範囲



第2 開発の方針及び必要性

1 開発の方針（新オンライン登記申請システム骨子案(概要)）

◆背景◆

現行システム

オンライン利用促進諸施策の結果、オンライン申請件数が急増し、**処理性能が今後限界**に到達

新システム

- 増加を続けるオンライン申請に対応可能な**処理性能**、**信頼性及び拡張性**
- 登記業務が持つ複雑な機能要求への**柔軟性**

◆基本方針◆

ユーザー別申請方法の提供

利用目的や頻度等、ユーザーの利用形態に応じて、「**申請用ソフトウェア利用**」「**Webブラウザ利用**」の2つの申請方法を提供する

事前の環境設定の簡素化

「申請用ソフトウェア利用」では**当該ソフトウェアのインストールのみ**で利用でき、「Webブラウザ利用」では、**環境設定自体を不要**とする

ユーザービリティの向上

ユーザーナビゲーションの充実や**オンライン申請体験ソフトウェア**の配信等、ユーザーの操作習熟に向けた工夫を講じることで、ユーザービリティの向上を図る

◆特徴◆

～ 申請用ソフトウェア利用 ～

ヘビーユーザー向け

- ✓ 事前準備は当該ソフトウェアのインストールのみとし、環境設定の煩雑さを極力排除
- ✓ 端末ですべての操作が連続して実施可能
- ✓ サードベンダー開発の独自の申請用ソフトウェアとの連携の強化を考慮し、APIを公開

～ Webブラウザ利用 ～

ライトユーザー向け

- ✓ 事前の環境設定が不要（Webブラウザのみ）
- ✓ 電子署名を必要としない証明書の請求手続を対象とし、Web上のサイトから簡易に申請可能
- ✓ ユーザーのITリテラシーを考慮し、シンプルなユーザーインタフェースを具備

2 開発の必要性

現行オンライン申請システム

現行オンライン申請システムは、法務省全体の電子申請に係る窓口システムとして、平成14年度に運用を開始しており、向こう5年間の運用を踏まえるとシステムの更改が必要。

- ✓ システム不具合によるサービスの一時停止【平成21年度】
 - ①平21.5.25 メールサーバ不具合により電子署名が必要な申請の送信が不可
 - ②平21.5.28 データベースサーバの不具合により申請者のログイン不可
 - ③平21.8.20 歳入金電子納付システムとの通信不具合により手数料等の納付を伴う手続不可
- ✓ 汎用受付システムと受付管理システムの分離による非効率処理
- ✓ 度重なる追加開発によるシステム（テーブル）構造の複雑化
- ✓ オンライン申請件数の増加傾向により、将来の処理能力が不足
- ✓ 現在のシステムは、機器の増設等による拡張が限界である

- ✓ J a v aのバージョンアップ等の環境設定が複雑・困難
- ✓ 電子署名に時間がかかる
- ✓ 登記識別情報の提供・受領が大変

新オンライン申請システム

信頼性の向上

- ・システムの二重化、冗長化の徹底（データベースサーバにOracle RAC*採用）
- ・連携システムの影響の最小化（疎結合化）
- ・バックアップシステム（受付代行システム）の構築 等

処理性能の向上

サーバ台数:約110台⇒約40台

- ・汎用受付システム及び受付管理システムを1つのシステムとして処理を効率化
- ・システム（テーブル）構造の見直し
- ・サーバ間通信方式の見直し 等

拡張性の確保

オンライン申請数増加に容易に対応

- ・将来のオンライン申請率の増加に対しても、サーバ等の増設により、容易に対応が可能な拡張性を持つシステムとする。

利便性の向上

- ・証明書の請求はWEBブラウザだけで、登記の申請は申請用総合ソフトのインストールだけで申請準備完了
- ・複数件の一括電子署名を可能にする。
- ・申請書から登記識別情報関係様式への転記機能、登記完了証と登記識別情報の一括取得 等

* Oracle RAC (Real Application Clusters)・・・1つのデータベースを複数のサーバーで共有する技術

第3 利用者の利便性向上方策

1 利用者の利用形態に応じた申請方式 (1) 開発元別の申請方式

| 開発元 | 法務省提供 | | 民間事業者提供 | |
|--------|---------------------------------------|--|---|---|
| 名称 | かんたん証明書請求 (Webブラウザ利用) | 申請用総合ソフト (専用アプリケーション) | XML連携方式 (専用アプリケーション) | Webサービス連携方式※ (専用アプリケーション) |
| 方式 | ・インターネット上に開設したウェブサイトから請求書の作成, 送信を行う方式 | ・申請者端末にインストールした「申請用総合ソフト」において, 申請書の作成から公文書の取得まですべての操作を行う方式 | ・民間事業者提供のソフトウェアで作成した申請データ(申請書XML及び添付ファイル等)を申請用総合ソフトに取り込んで申請する方式 | ・民間事業者提供のソフトウェアで, 直接「登記・供託オンライン申請システム」とのデータ連携を行う方式 |
| 対象ユーザー | 一般の利用者で, まれに登記事項証明書の請求のみを行うユーザー | 司法書士及び土地家屋調査士等繰り返し登記申請を行うユーザー | 司法書士及び土地家屋調査士等で, 日常的に大量の登記申請を行うユーザー | |
| メリット | ・環境設定が不要でWebブラウザだけで請求が可能 | ・法務省が提供する無料のソフトウェアで申請書の作成, 電子署名の付与, 送信, 公文書の取得, データ管理が可能 | ・民間事業者の開発費用が小 ・現在提供されている民間事業者のソフトウェアとほぼ同等の機能を提供可能 ・顧客管理, 会計管理, 図面作成(CAD)機能との連携が可能 | ・民間事業者提供のソフトウェアで申請書の作成に加え, 署名付与や送信, 処理状況照会等すべての操作が可能 ・顧客管理, 会計管理, 図面作成(CAD)機能との連携が可能 |
| デメリット | ・電子署名を要する手続(不動産登記, 商業・法人登記の申請等)は対象外 | ・顧客管理, 会計管理, 図面作成(CAD)に関する機能は提供せず | ・民間事業者提供のソフトウェアと, 申請用総合ソフトとの併用が必須(現在も民間事業者提供のソフトウェアでは申請書の送信, 公文書取得等はできない。) | ・民間事業者の開発費用が大(登記情報センター(千葉県船橋市)でのテストが必須) |

※ Webサービス連携方式は, オンライン申請の増加を見込んで, 新たに追加して提供するサービス。これまでの申請書作成機能にとどまらず, 申請に要するすべての機能を盛り込むことで, 従来提供してきたソフトよりも, 更に多様な, 使いやすいサービスを提供することが可能となる。

(2)法務省が提供する申請方式

新オンライン申請システムでは、申請方式として「申請用総合ソフト」（専用アプリケーションを利用）及び「かんたん証明書請求」（Webブラウザを利用）の2種類を提供します。

■申請用総合ソフト（専用アプリケーションを利用）



- 対象手続** : 新オンライン申請システムで取り扱うすべての手続
対象想定ユーザー : 司法書士、土地家屋調査士等の利用頻度の高いユーザー
特徴 : 法務省が提供するアプリケーションにおいては、申請書の作成、ファイル添付、電子署名の付与、申請書の送信及び公文書の取得といった、申請に必要な機能を提供します。
推奨環境
OS(オペレーションシステム) : Windows XP, Vista, 7それぞれの32bit版
FW(フレームワーク) : ドットネットフレームワーク3.0以上
ブラウザ : Internet Explorer 6, 7, 8
電子証明書 : 公的個人認証サービス、商業登記に基づく電子認証、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、GPKI, LGPKI
※上記認証局におけるICカードライブラリのOS対応状況は、同認証局の推奨環境に依存します。
その他 : Adobe Reader 9

■かんたん証明書請求（Webブラウザを利用）



- 対象手続** : 登記事項証明書等の請求手続
新オンライン申請システムで取り扱う手続のうち、以下の要件をすべて満たす手続（不動産登記及び商業・法人登記の登記事項証明書の送付請求等）
①特定のWebブラウザのみで採用されている技術に依存しない。
②電子署名付与などアプレットを前提とした機能を利用しない。
③電子公文書の発行を伴わない。
対象想定ユーザー : 登記事項証明書の請求等の対象手続の利用者
特徴 : Webブラウザのみで利用可能とする（JREなどのインストールを求めない。）。
推奨環境
OS(オペレーションシステム) : WindowsXP(32bit版), Vista(32bit版及び64bit版), 7(32bit版及び64bit版)
ブラウザ : Internet Explorer 6, 7, 8

2 メール通知の改善

■メール通知の自由選択

利用者がユーザー登録の際に、受信したいメールの種類を選択を可能とする予定です。

もちろん、本システムのウェブサイト上で受信したいメールの種類を随時変更することも可能です。

■通知メールの内容の改善

メールの件名には申請番号と処理状況を記載する予定です。また、メール本文には申請番号と手続名を記載する予定です。

※本資料中の画面は、開発中のものです。

The screenshot shows a registration form with several sections. A red dashed box highlights the 'メールの受信内容選択' (Select email reception content) section, which includes a list of checkboxes for various notification types: 'すべてのメールを受信(すべての項目がチェックされます。)' (Receive all emails), '受付番号のお知らせ' (Receive notification of receipt number), '補正通知発行のお知らせ' (Receive notification of correction notification issuance), '法務局からののお知らせ' (Receive notification from the legal office), '公文書発行のお知らせ' (Receive notification of public document issuance), and '納付情報のお知らせ' (Receive notification of payment information). To the right, another red dashed box highlights the 'メールアドレス【必須】' (Email address [required]) field, which has a note: '<半角50文字以内> 確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。' (Within 50 half-width characters. For confirmation, please enter directly without copying again.)

現行オンライン申請システムの通知メール

件名はすべて「法務省オンライン申請システムからののお知らせ」のため、何の通知か分からない。

差出人: 宛先: CC: 件名: 法務省オンライン申請システムからのお知らせ

法務太郎 様
手続名 登記申請書 (表示の登記)

提出された申請に関して、お知らせがあります。
なお、お知らせの内容については、本システムの処理状況一覧にある「コメント」欄に掲示していますので、ご参照願います。

件名又は本文に申請番号が記載されておらず、手続名も「権利の登記」又は「表示の登記」の別しか表示されないため、どの申請に関する通知か分からない。

新オンライン申請システムの通知メール

件名に申請番号と処理状況が記載される。

差出人: 宛先: CC: 件名: 申請ID12345678901234567の受付番号が発行されました。

申請者 様
申請番号 12345678901234567
手続名 【不動産】登記申請書 (表示の登記) 建物表題登記

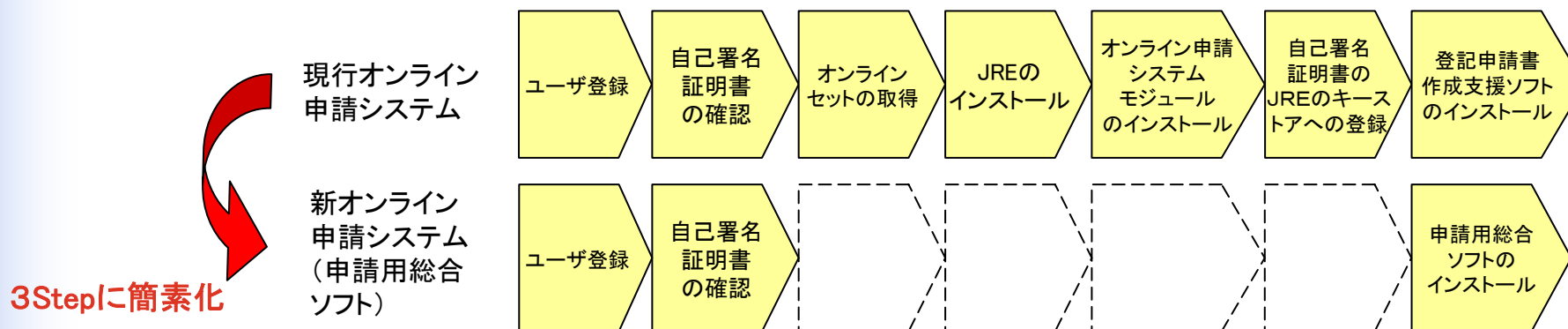
上記の手続について、受付番号が発行されましたので、ご確認願います。

メール本文で、申請番号、手続名、処理状況が把握できる。

3 「申請用総合ソフト」の特徴 (1) 事前準備(環境設定)

①環境設定の簡素化

新オンライン申請システムでは、現行オンライン申請システムに比べ、利用するPCの環境設定の大幅な簡素化を図ります。



※PCのOSが、WindowsXPの場合は、Microsoft社のドットネットフレームワーク3.0以上へとアップデートが必要となる場合があります(WindowsVista以上は不要)。

②バージョンアップの自動化

現行オンライン申請システムにおいては、JREのバージョンアップリリース後、システムを利用される方に、旧バージョンのJREのアンインストールと新バージョンJREのインストール作業を依頼していました。また、「登記申請書作成支援ソフトウェア」は、ソフトウェア起動時に手動でバージョンチェック及び更新を依頼していました。

新オンライン申請システムでは、JREを採用しないことにより上記作業を不要とするとともに、新オンライン申請システムで提供する「申請用総合ソフト」では、ソフト起動時に自動でバージョンチェックを行い、最新バージョンを新オンライン申請システムのサーバーから取得します。

このバージョンチェックにより、申請書様式・登記所情報・ヘルプファイルなどを常に最新の状態とします。

③体験版ソフトの提供

オンライン申請の操作における習熟を目的とした「申請用総合ソフト」の体験版ソフトを提供します。体験版ソフトでは、申請書の作成、署名付与、連件設定など、オンライン申請の特徴的な操作を行うことが可能となります。新オンライン申請システムの体験の意味も込め、平成22年10月末ころから配布する予定です。

(2) データ管理

①申請関連情報の一元管理

申請用総合ソフトでは、申請書、添付ファイル、公文書等の各種ファイルをはじめ、処理状況や受付番号等をソフト内で一元的に管理します。

これにより、各種ファイルの紛失等を防ぐとともに、繰り返し利用されるユーザにおいては申請業務の管理も同ソフトで可能とする予定です。

また、ソフト側でデータ管理を可能とすることで、インターネット未接続時や、システムの運用時間外であっても、申請関連情報の確認その他の処理をすることが可能です。

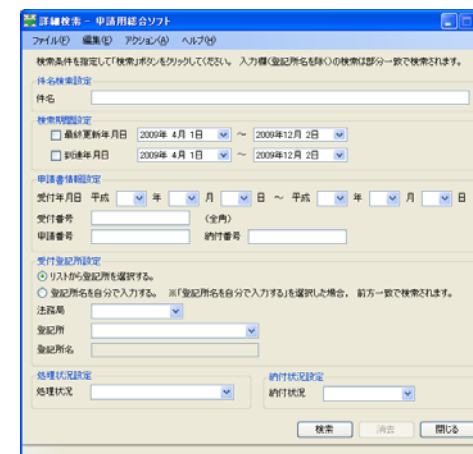
②最新の処理状況の取得は1クリック

申請用総合ソフトでは、更新ボタンをクリックすることで、ソフト内のすべての仕掛り中の申請に対する最新の処理状況を取得する仕組みとする予定です。

また、受付のお知らせや納付情報、公文書、補正通知なども併せて取得することが可能であり、これらがすべて1クリックのみの操作で簡単に利用できます。

③多彩な検索項目

申請用総合ソフトから目的の申請情報を素早く抽出するため、様々な検索項目を提供する予定です。



(3) 申請書作成

①入力項目の任意挿入が可能

申請書の入力項目追加の際に、任意の箇所に入力項目を挿入することを可能とし、これにより、表示順を意識せずに申請書の作成に着手することを可能とする予定です。

②登記申請書から登記識別情報関係様式への入力内容の転記

登記識別情報関係様式(提供様式, 取得者特定ファイル)については、申請書の入力内容を転記して作成する機能を提供する予定です。

これにより、申請書で入力済の項目について、再度入力する必要がありません。

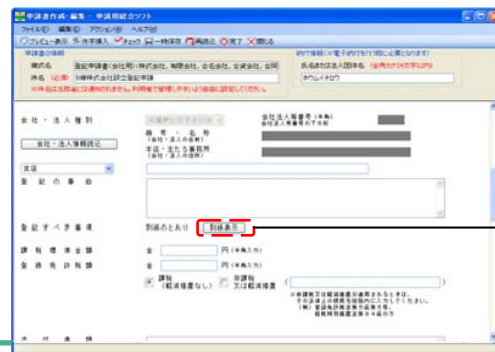
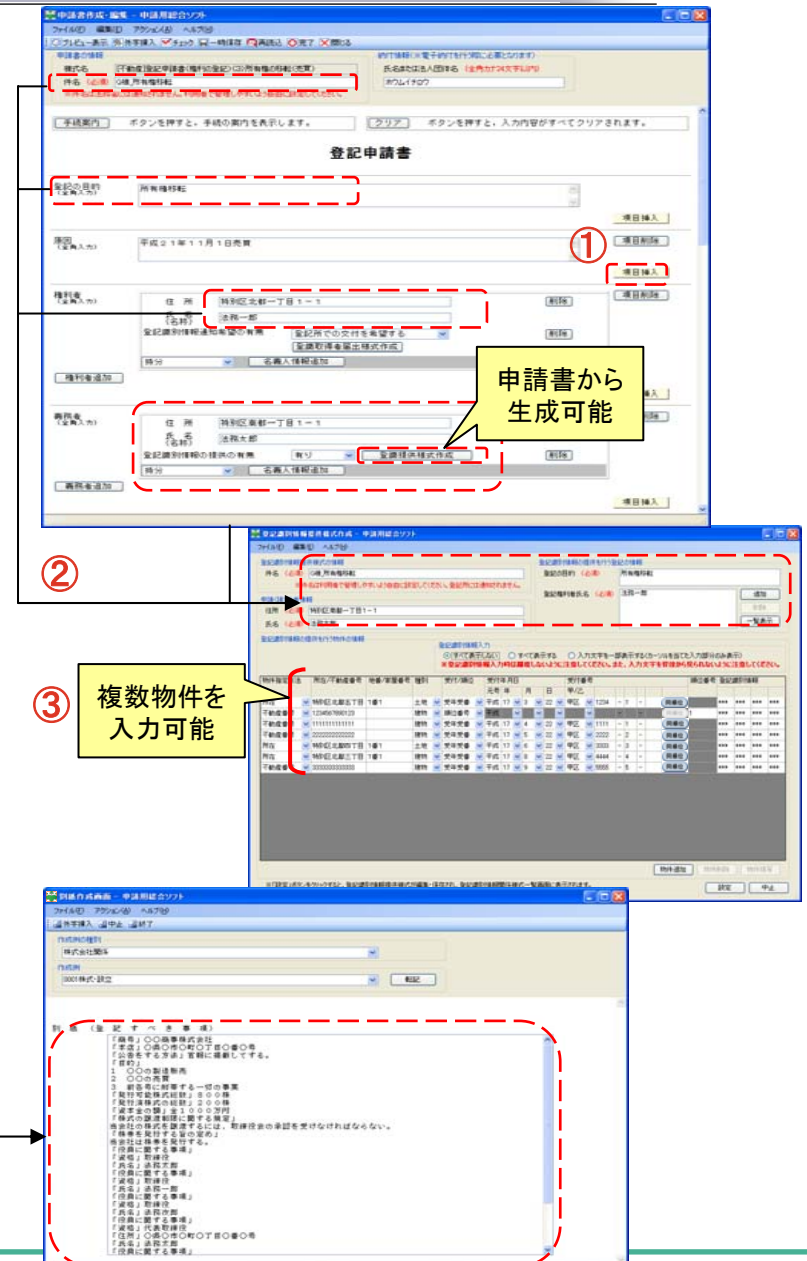
③提供様式作成における入力画面の一元化

登記識別情報関係様式のうち、提供様式については義務者単位で入力画面を提供する予定です。これにより、単一義務者が複数の登記識別情報を提供する場合などにおいて、提供様式の作成を省力化することが可能となります。

④登記すべき事項の記載例の利用

申請用総合ソフトでは商業・法人登記申請において、従来ホームページ上に掲載されていた「登記すべき事項の記載例(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50-01.html>)」をあらかじめセットする予定です。

利用者は申請に用いる記載例を選択した上で、必要事項のみ修正することで記載漏れが抑制され、かつスピーディに申請書を作成することが可能となります。



(4) 手続種別

①申請書様式の追加

登記申請書の様式を大幅に追加する予定です。

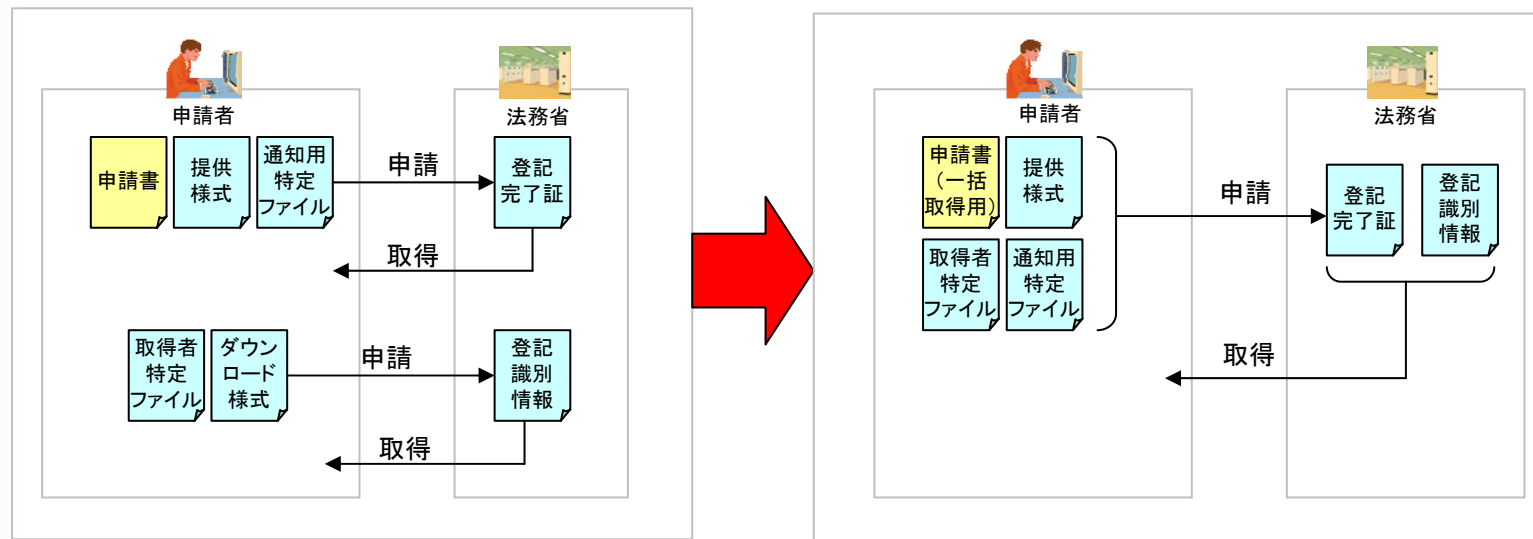
②嘱託書の様式の追加

従来共通的に提供していた嘱託書について、登記の目的ごとに様式を提供する予定です。これにより、登記の目的に則した嘱託書の入力が可能となる予定です。

③複数電子公文書の一括取得

不動産登記申請においては、電子公文書一括取得用申請様式を提供する予定です。この申請書を用いることで、登記識別情報の受領等について委任を受けた資格者代理人は、別途※ダウンロード申請を実施することなく、登記識別情報を含む電子公文書を取得することが可能となる予定です。

※従来どおりのダウンロード様式による申請も可能です。



現行オンライン申請システムでの流れ

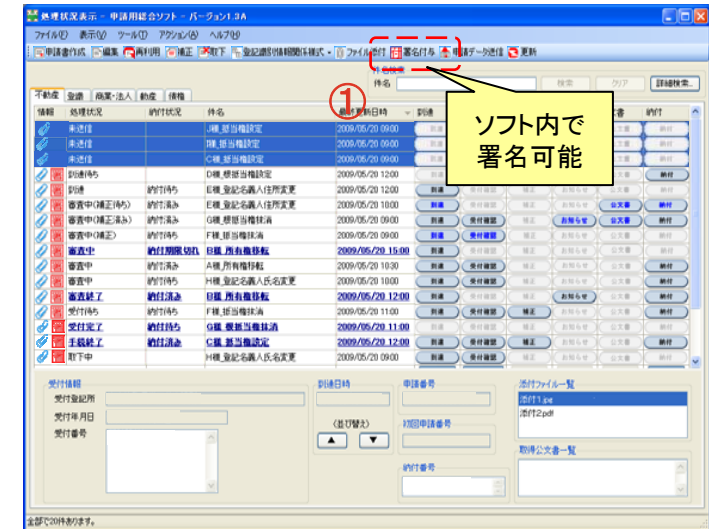
新オンライン申請システムで
電子公文書一括取得用申請を用いた流れ

(5) 電子署名

① オフラインでの署名付与

従来アプレットで実施していた電子署名の付与が、申請用総合ソフトで実施できるようになります。これにより、本システムに接続することなく利用者PC内で電子署名の付与を可能とする予定です。

また、電子署名後の申請データをまとめて書き出して、メールで送付することも可能とする予定です。これにより、遠隔地にある資格者代理人間での複数電子署名の付与が可能となります。



② 一括署名付与

従来1ファイル単位で実施していた電子署名の付与が、複数ファイルを選択することで一括署名を付与することが可能となる機能を提供する予定です。これにより、署名の都度pinを入力する必要がなくなる上、署名付与にかかる時間も大幅に短縮することが可能となります。



(6) 申請データ送信

①申請用総合ソフトから直接送信が可能

従来、申請書作成支援ソフトで作成した後、Webブラウザから汎用受付システムにアクセスし、申請データ送信しておりましたが、申請用総合ソフトでは同ソフト上から直接申請データを送信することが可能となる予定です。

②添付ファイルの個別アップロードが不要

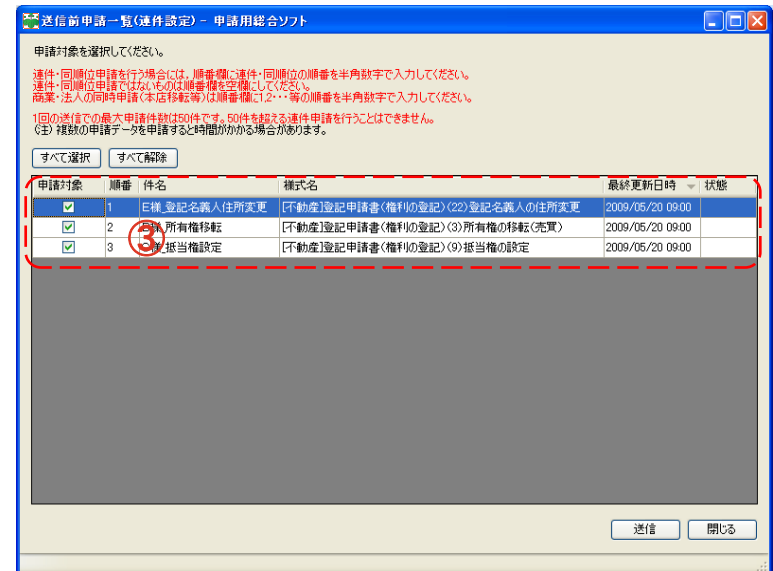
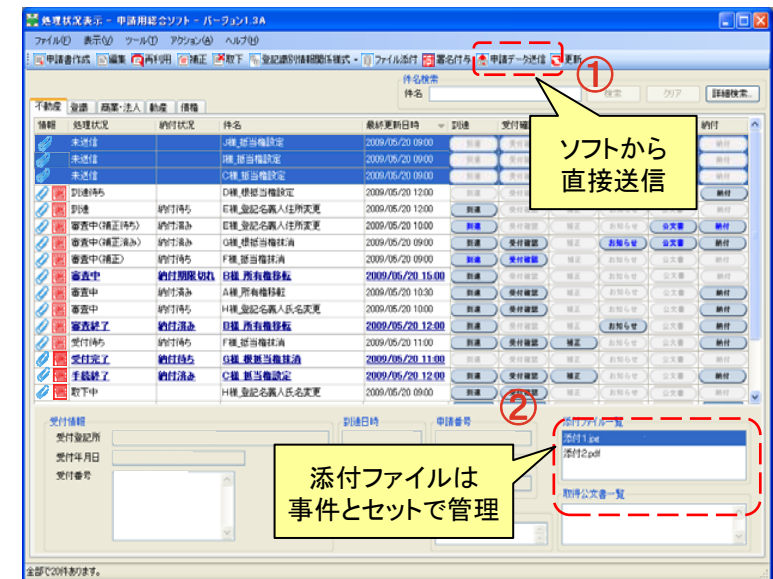
申請用総合ソフトでは、送信対象の申請書と添付ファイルを一元的に管理しておりますので、送信の際には申請事件を選択するだけで、添付ファイルの個別アップロード作業は不要となる予定です。

これにより、操作の省力化はもちろんのこと、添付ファイルの添付漏れの抑止につながります。

③連件設定も簡単に

連件申請の順位設定では、様式名が表示されますが、現行オンライン申請システムでは、様式名からは「権利の登記」と「表示の登記」の別しか判断できなかったため、特定の申請を様式名から判断できないことがありました。

申請用総合ソフトでは連件設定画面において、様式名に登記の目的ごとの様式名が表示されるとともに、利用者が任意に付与できる「件名」を表示する予定です。連件設定における確認が容易となる上、順位設定誤りを防止できます。



(7) 法務省からの通知

① 受付のお知らせの通知


本システムでは、不動産及び商業・法人申請において、受付番号発行時に「受付のお知らせ」を通知する予定です。当該情報はHTMLファイル形式で通知しますので、利用者のPC内のブラウザから印刷することが可能となる予定です。

| 受付のお知らせ | |
|---|--|
| 受付登記所 | 名古屋法務局名東出張所 (登記所コード: 1844) |
| 受付年月日 | 平成21年7月3日 |
| 受付番号 | 第31243号 |
| 上記受付年月日及び受付番号により次の登記の申請を受け付けました。 | |
| 平成21年7月3日 名古屋法務局名東出張所  | |
| 登記申請書 | |
| 登記の目的 | 所有権移転 |
| 原因 | 平成21年7月3日売買 |
| 権利者 | 特別区北都町五丁目5番5号 法務五郎 登記識別情報通知希望の有無: 希望する |
| 義務者 | 特別区北都町三丁目3番3号 法務三郎 登記識別情報の提供の有無: 有り |
| 平成21年7月3日申請 名古屋法務局名東出張所 (登記所コード: 1844) | |
| 代理人 | 特別区北都町一丁目1番1号 司法書士 司法一郎 |
| その他事項 | 連絡先の電話番号 000-0000-0000 |
| 課税価格 | 金 10,000,000 円 |
| 登録免許税 | 金 200,000 円 |
| 不動産の表示 (1) 土地 不動産番号: 1844001097788 | |

② 重要なお知らせの通知

現行オンライン申請システムでは、ホームページ上で提供していたオンライン申請の運用などに係る重要なお知らせについては、従来の通知方法に加え申請用総合ソフト上にて確認することを可能とする予定です。

申請用総合ソフトから本システムにアクセスした際に表示可能となるほか、過去の通知状況も確認することが可能です。

| 重要なお知らせ - 申請用総合ソフト | |
|---|------------|
| 重要なお知らせがあります。 「表示」をクリックするとインターネットに接続し、詳細内容をブラウザで表示します。 | |
| 件名 | お知らせ日時 |
| [緊急] サーバ障害 | 2009/09/29 |
| 新機能のご紹介 | 2009/09/29 |
|  | |
| <input type="button" value="表示..."/> <input type="button" value="閉じる"/> | |

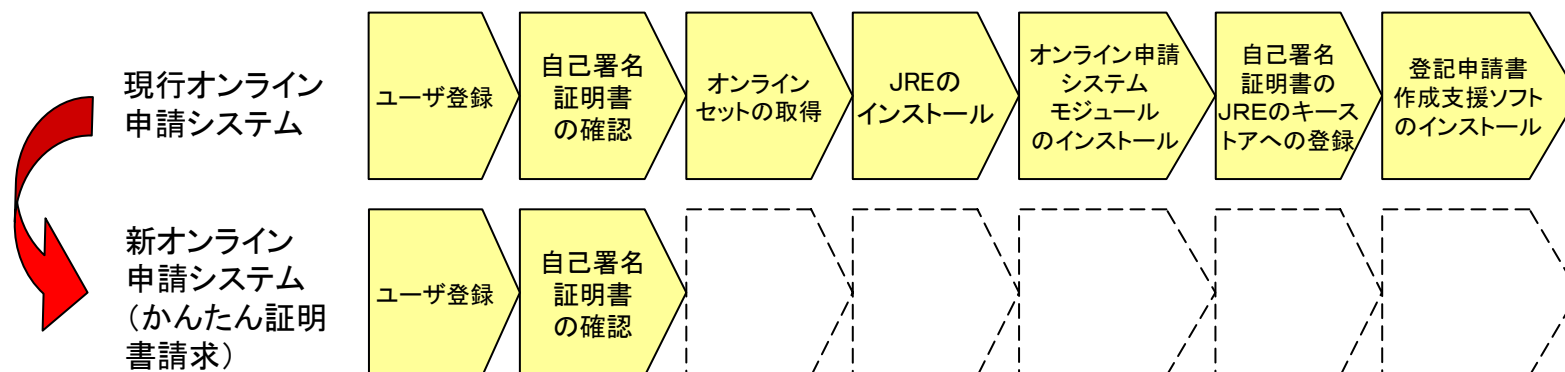
4 「かんたん証明書請求」の特徴 (1) 事前準備(環境設定)

①ブラウザのみで証明書請求が可能

「かんたん証明書請求」は、電子署名も添付ファイルも不要な手続を対象としており、登記・供託オンライン申請システムのWebブラウザのみ※でご利用できます。

また、ユーザー登録は、申請用総合ソフトで用いる利用者IDと共通です。

※Internet Explorer 6, 7, 8を推奨環境とします。



2Stepに簡素化

(2) 請求書作成

① はじめてでも分かりやすいナビゲーション機能

「かんたん証明書請求」は、はじめてオンライン申請を利用される方でも分かりやすいよう、画面上部にナビゲーションを備え、「現在どの操作をしているのか?」、「次にどんな操作をするのか?」などを容易に確認することを可能とする予定です。



② Stepに沿った申請書の作成

はじめて利用される方でもStepに沿って入力してだけで、容易に作成可能となるよう、書面とは異なる入力レイアウトを採用する予定です。



(2) 請求書作成(つづき)

③自動転記機能の充実

証明書の送付先は、ユーザ登録時の情報が自動的に反映されますので、入力することを不要とする予定です。

また、請求先登記所については、請求物件(会社)の管轄登記所(複数の場合は1件目の管轄登記所)を自動で転記する機能を提供します。

もちろん、それぞれの項目について、必要に応じ利用者が書換えを行うことも可能とします。

登記ねっと
かんたん証明書請求

請求 照会 ヘルプ ログアウト
REQUEST RETRIEVAL HELP LOGOUT
パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消
PASSWORD UPDATE MOBILE DELETE

Step1 請求書作成 Step2 納付情報入力 Step3 送信確認 Step4 送信結果

Step 1-3 送付情報の入力

【不動産用】 登記事項/地図・図面証明書送付請求書

手続案内 ※この請求書は、郵送により登記事項証明書又は地図・図面証明書の送付を受けるためのものです。

申請者情報の登録の際に入力された氏名を表示しています。変更が必要な場合は修正してください。

請求者(氏名) 法務一部
(特)法務一部

郵送の種類を選択してください。

郵送種別 普通
速達区分 (指定なし)

送付先を確認してください。
登録されている申請者の情報を表示していますが、変更や追加ができます。

郵便番号 〒123-4567 <半角数字>
(例)123-4567

住所 特別区南郷町1-1-1
▲「住所」欄は、1行16文字以内、かつ、5行以内で入力してください。
(例)東京都千代田区大手町1-1-1

氏名 法務一部
▲「氏名」欄は、1行16文字以内(ただし、4行目は15文字以内)、かつ、4行以内で入力してください(英数字も全角で入力)。
(特)法務一部

請求先登記所を選択してください。

登記所選択 ※請求先の登記所を確認してください。
請求(1件目)の管轄登記所を表示しています。 且、登記所選択画面にない登記所には請求することはできません。

登記所コード 1200
請求先登記所 大塚法務局

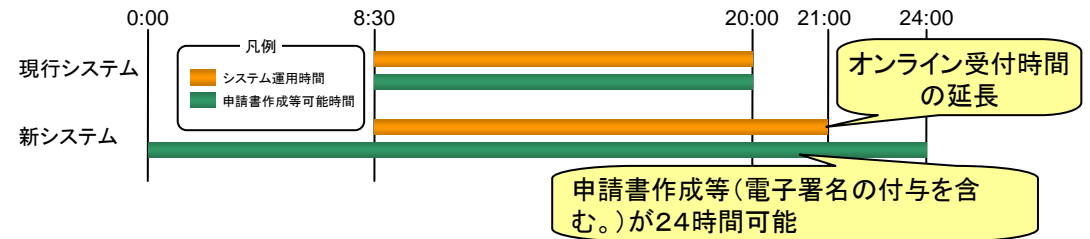
※の登録はインターネットから確認することができます。

次へ 戻る (請求情報の入力)

第4 システム運用等

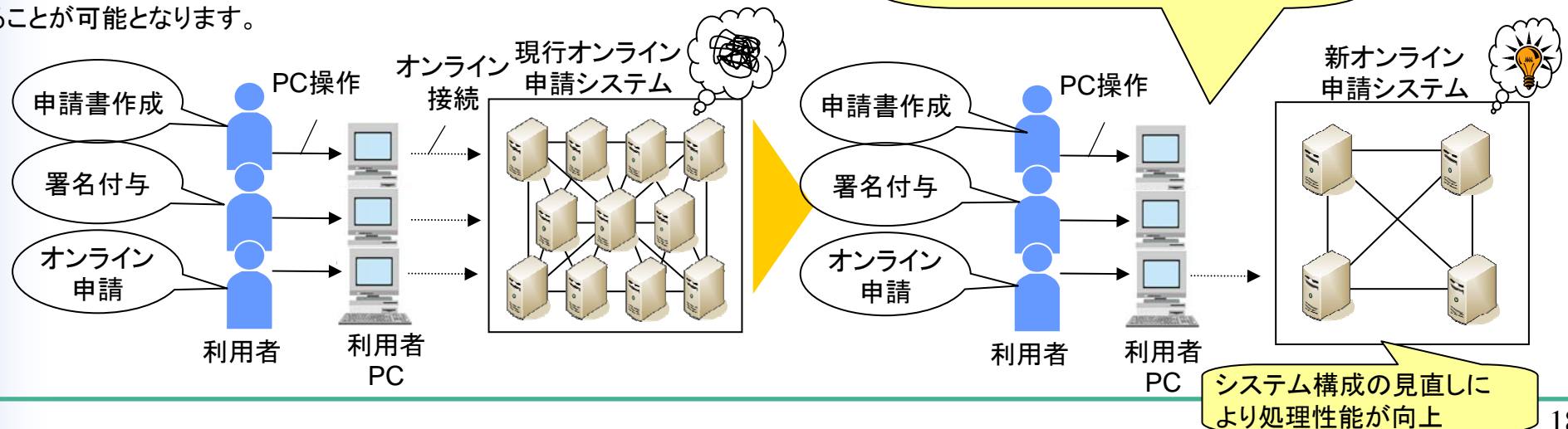
■システム運用時間の延長

本システムの運用時間は、汎用受付システムから1時間延長し、午前8時30分から午後9時までとする予定です。また、電子署名の付与は、システムに接続することなく、申請用総合ソフトを用いて24時間いつでも利用することを可能とします。



■処理性能の向上

本システムは、システム構成の見直しなどにより、多数のオンライン申請を受け付けることを可能とする予定です。また、署名付与や連件設定などは利用者PC内にて実施可能とする予定であるため、システムの混雑状況を気にすることなく作業をすることが可能となります。



第4 システム運用等(つづき)

■受付代行システムの整備

万一の障害に備え、受付代行システムを整備する予定です。これにより、登記・供託オンライン申請システムに障害が発生した場合においても、受付代行システムで、不動産登記及び商業法人・登記のオンライン申請の受付を可能とします。

